

○岩手県警察育児短時間勤務代替非常勤職員の任用等に係る 取扱要領の制定について

(平成20年1月10日岩警第49号警察本部長)

[沿革] 平成20年3月岩警第505号、22年3月第446号、26年12月第1482号改正、28年3月第360号改正、28年12月第1272号改正、29年12月第1258号改正、30年12月第1310号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成20年1月15日から施行するので、誤りのないようになされたい。

岩手県警察育児短時間勤務代替非常勤職員の任用等に係る取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県警察非常勤職員人事事務取扱要領(昭和49年11月20日付け岩警発第640号)第2第7号に規定する育児短時間勤務代替非常勤職員の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤要領 岩手県警察非常勤職員人事事務取扱要領をいう。
- (2) 通勤割増賃金等の加給に関する通知 期限付臨時職員等に係る通勤割増賃金等の加給について(昭和55年3月31日付け岩警発第168号)をいう。

(任期)

第3 育児短時間勤務代替非常勤職員の任期は、12月以内の期間とする。ただし、再度更新することを妨げない。

2 前項の期間は、育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の育児短時間勤務が承認された期間を限度とする。ただし、当該育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合においては、当該失効し、又は取り消された日の属する月の末日まで任用することができるものとする。

(給与)

第4 育児短時間勤務代替非常勤職員の給与は報酬とし、日額で定める。

- (1) 報酬日額は、別表第1に定める時間単価に1日の勤務時間を乗じて得た額とする。ただし、職務の複雑及び困難の度に応じ、又は技能、能率その他の事情を考慮して同表に定める時間単価の最高額を超えず最低額を下らない限度において、その職員について同表により決定したとした場合の時間単価の2段階上位又は下位の時間単価の範囲内で、時間単価を決定することができる。
- (2) 高度な事務若しくは技術又は危険、不快、不健康若しくは困難な勤務その他の特殊な勤務に従事する職員で前号ただし書の規定により難しいものについて、時間単価を定めようとするときは、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)に協議をするものとする。
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員又は自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員の場合には、1日につき第5に定める額の範囲内の金額(以下「通勤割増報酬」という。)を前2号の規定により決定したとした場合の報酬の日額に加算して得た額をもってその職員の報酬

日額とする。

(通勤割増報酬)

第5 通勤割増報酬は、通勤割増賃金等の加給に関する通知第1項各号のいずれかに該当する職員に対して、通勤の実態に応じ次の方法により加給する。ただし、地域の事情その他特別な事情により通勤割増報酬の額を調整する場合には、警務課長に協議をするものとする。

なお、育児短時間勤務代替非常勤職員の通勤割増報酬に係るその他の取扱いについては、通勤割増賃金等の加給に関する通知(第2項及び第3項を除く。)に規定する通勤割増賃金の例による。

(1) 交通機関を利用する職員

加給額は、運賃の負担額に応じ、次により算出して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)のいずれか低廉となる額(その額が640円を超えるときは、640円)とする。

ア 通用期間1箇月の定期券の価額÷(当該職員の週所定勤務日数×8)＝通勤割増報酬の額

イ 11枚綴り回数券の価格×1/11×2＝通勤割増報酬の額

ウ (プリペイドカードの価格)÷(プリペイドカードにより運賃の支払いができる金額)×1回当たり現金支払額×2＝通勤割増報酬の額

なお、プリペイドカードの券種は、現金払いによる当該職員の週所定勤務日数×8回分の運賃の総額の範囲内で、その購入に要する金額が最も高額なものとする。

(2) 自動車等を使用する職員

加給額は、通勤距離に応じ、次に掲げる額とする。

ア 片道4キロメートル未満 100円

イ 片道4キロメートル以上6キロメートル未満 160円

ウ 片道6キロメートル以上8キロメートル未満 220円

エ 片道8キロメートル以上 270円

(3) 交通機関及び自動車等を併用する職員

加給額は、通勤の実態に応じ、次に掲げる額とする。

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号の規定により算出される額の合算額(その額が640円を超えるときは、640円)

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員(アに掲げる職員を除く。) 第1号の規定により算出される額

ウ 交通機関の利用に係る運賃相当額が、第2号の規定を適用した場合における額未満である職員(アに掲げる職員を除く。) 同号の規定により算定される額

(勤務時間)

第6 育児短時間勤務代替非常勤職員の勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 1日7時間45分以内で所属長が定める。ただし、1週について38時間45分から育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を減じた時間数を超えてはならない。

(2) 任用しようとする職の特殊性等から、前号の規定によりがたい場合には、警務課長に協議の上、1日7時間45分以内で、かつ、4週間につき、1週間当たり前号ただし書の時間数を超えない範囲内で所属長が定めることができる。

2 勤務時間の割振りを変更しようとするときは、変更しようとする日の前日までに、勤

務条件通知書により当該職員に通知しなければならない。

3 休憩時間は、勤務時間の割振りに応じ常勤職員の例によって定めるものとする。

(休暇)

第7 育児短時間勤務代替非常勤職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 有給休暇は、年次休暇及び特別休暇とし、年次休暇は、任用の日から別表第2に定める日数を与える。

(補則)

第8 この要領によりがたい事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、警務課長が定める。

別表第1（第4関係）

学歴区分 時間単価	中学校卒	高校卒	短大卒	大学卒
810円	3年 月	年0月	年 月	年 月
830円	4年6月	1年6月	年 月	年 月
860円	6年0月	3年0月	年0月	年 月
880円	7年6月	4年6月	1年6月	年 月
900円	9年0月	6年0月	3年0月	年0月
930円	10年6月	7年6月	4年6月	1年6月

- 注1 本表の時間単価は、その者の学歴及び経験年数に対する標準額を示す。
- 2 学歴区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表第3学歴免許等資格区分表に掲げる基準学歴区分による。
- 3 各欄の年月数は、基準学歴取得後の経過月数を規則別表第4経験年数換算表により換算した年数とする。

別表第2（第7関係）

1 週間の勤務日数		5日	4日	3日	2日	1日
在 職 期 間	任用の日から1月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日	1日
	1月を超え2月に達するまでの期間	1日	2日	1日	—	—
	2月を超え3月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日	—
	3月を超え4月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日	—
	5月を超え6月に達するまでの期間	1日	2日	1日	—	—
	6月を超え7月に達するまでの期間	2日	—	—	—	—
	7月を超え1年に達するまでの期間	—	—	—	—	—
	1年を超え2年に達するまでの期間	11日	8日	6日	4日	2日
	2年を超え3年に達するまでの期間	12日	9日	6日	4日	2日
	3年を超え4年に達するまでの期間	14日	10日	8日	5日	2日
	4年を超え5年に達するまでの期間	16日	12日	9日	6日	3日
	5年を超え6年に達するまでの期間	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

注1 年次休暇は、本表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、下欄に掲げる在職期間の区分ごとに定める日数を与える。

2 年次休暇は、1日又は1時間を単位として与える。1日を単位とする年次休暇は、その者の1週間の勤務日のうち最も長い勤務時間が割り振られた日における勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できるものとする。

3 1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合には、その者の1週間の勤務時間を1週間の勤務日の日数で除して算出した1日当たりの平均勤務時間（1時間未満の端数は切り上げる。）をもって1日とする。

4 年次休暇は、与えられた日数のうち使用しなかった日数及び時間がある場合は、任用の日から1年に達するまでの期間、順次繰り越すことができる。

また、任用の日から1年に達するまでの期間又は任用の日から1年を超えた後の在職期間ごとに与えられた日数のうち、当該期間の最終日において使用しなかった日数及び時間（本規定により繰り越されたものを除く。）がある場合は、次の1年間に限り繰り越すことができる。本規定により繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱う。